

社会的養護の在り方の見直しに関する当面の検討課題 について

- (1) 家庭的養護の推進のための児童養護施設の小規模化と
施設機能の地域分散化の推進
- (2) 里親委託の推進
- (3) 情緒障害児短期治療施設の設置推進
- (4) 母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進

1. 社会的養護の現状について

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童、生活指導を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不 適当であると認められる児童の養育を、都道府県が里親 に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,808人	2,727人	3,870人

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又ははなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	121か所	569か所	32か所	58か所	278か所	54か所
定員	3,710人	33,994人	1,541人	4,005人	5,543世帯	367人
現員	3,124人	30,695人	1,180人	1,808人	3,889世帯 児童6,135人	230人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,825人	1,995人	191人

小規模グループケア	458カ所
地域小規模児童養護施設	190カ所

資料：社会福祉施設等調査報告 [平成20年10月1日現在]

※里親制度・母子生活支援施設の現員は、福祉行政報告例(平成20年度末現在)及び家庭福祉課調べ

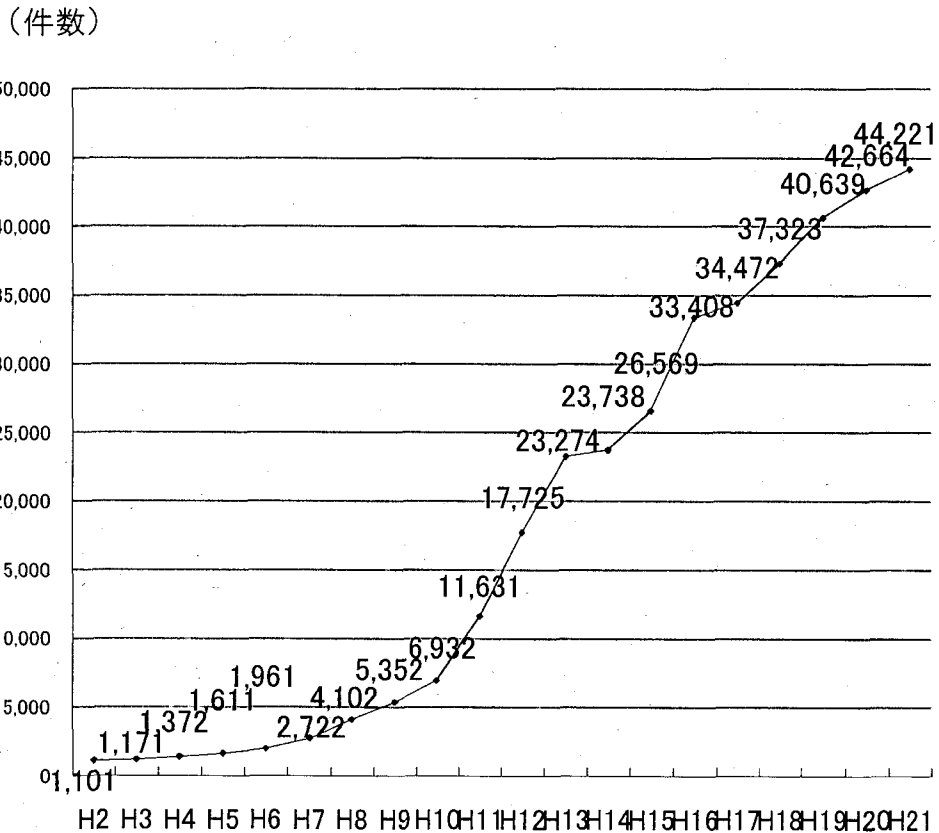
※自立援助ホームの児童定員・児童現員・職員総数は、連絡協議会調〔協議会に加入しているホームについて〕[平成20年12月1日現在]

※小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成21年度]

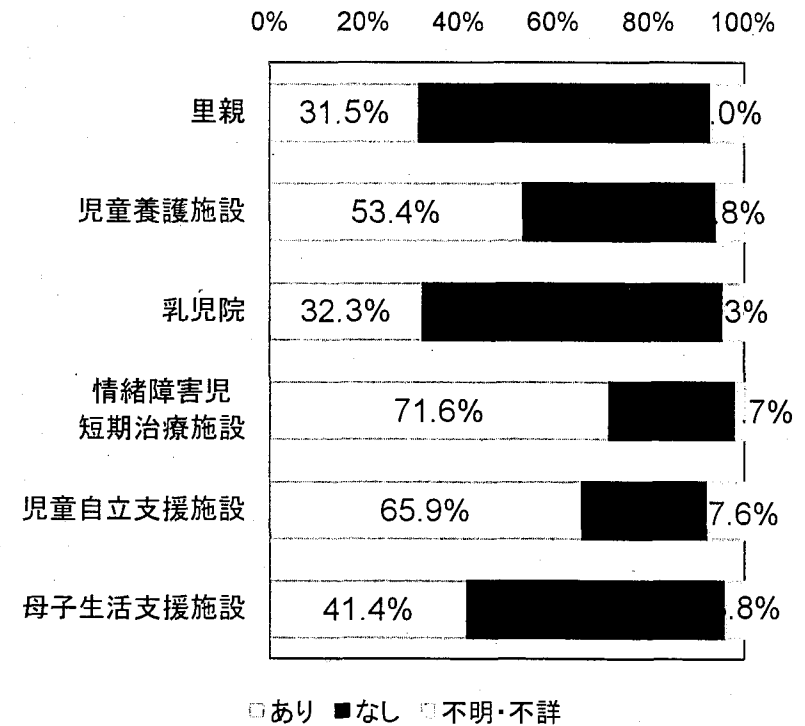
(1) 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成21年度においては3.8倍に増加。



○ 児童養護施設に入所している子どものうち、半数以上は、虐待を受けている。

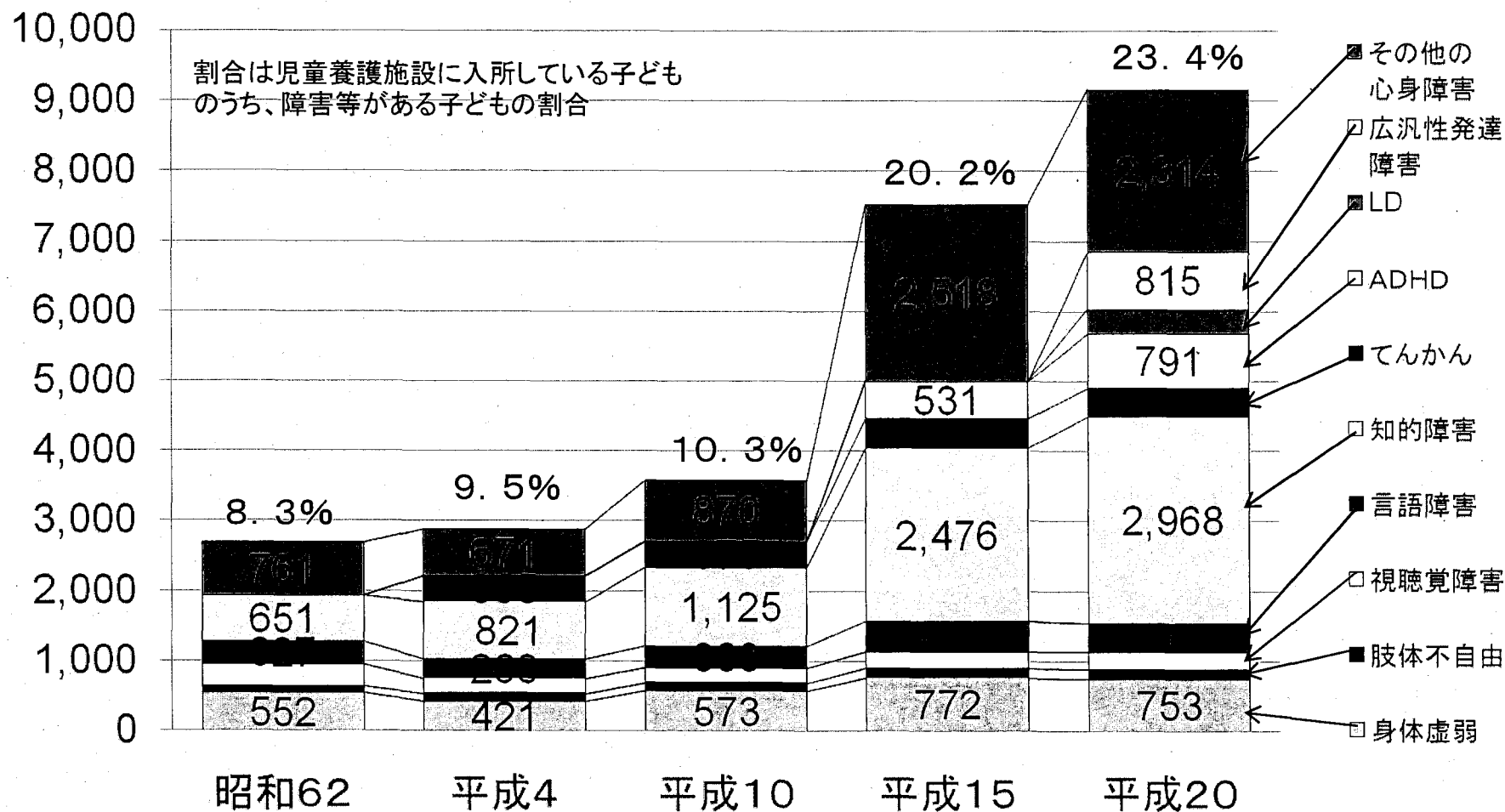


児童養護施設入所児童等調査結果(平成20年2月1日)

(2) 障害等のある児童の増加

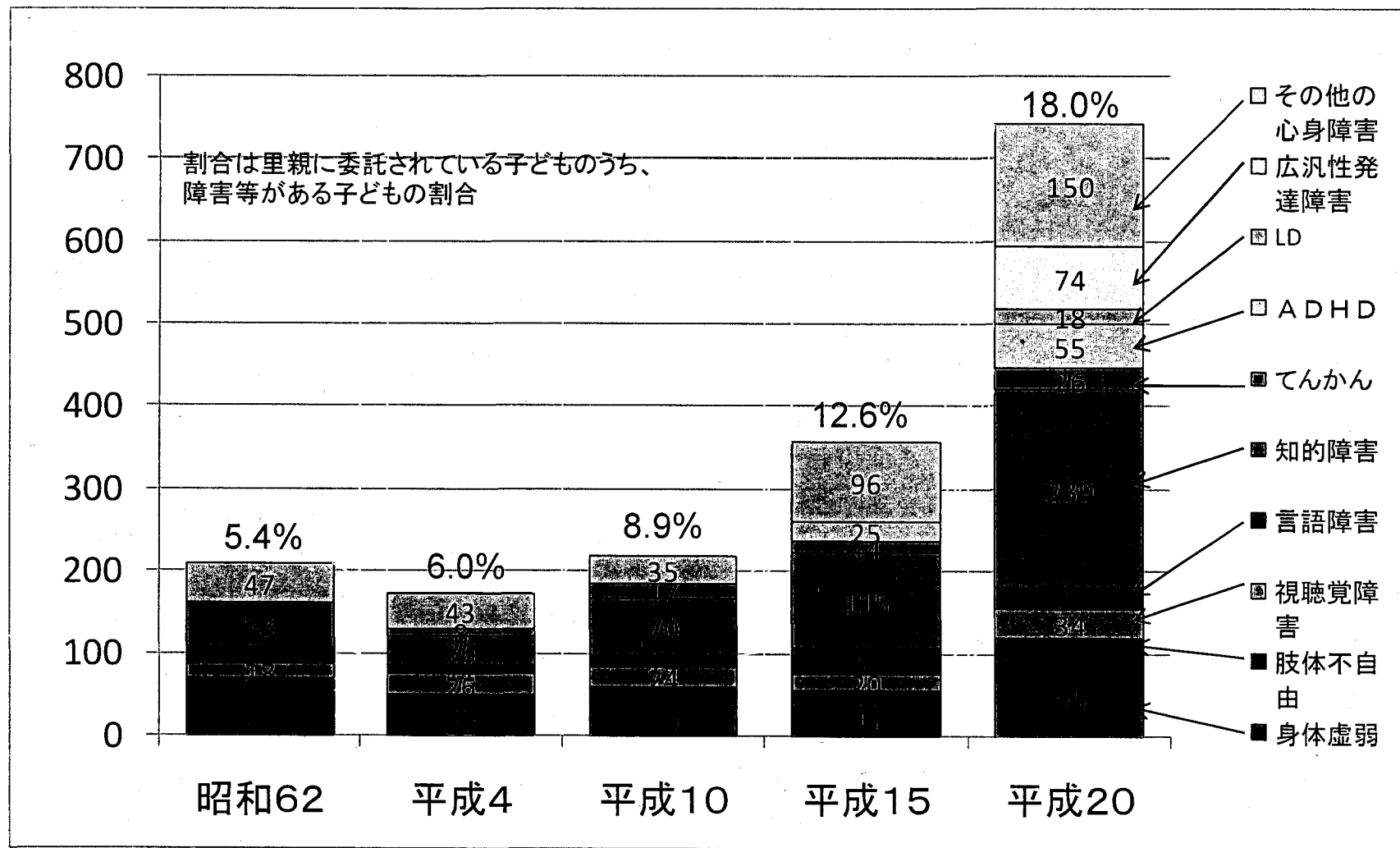
社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては23.4%、里親においても18.0%が、障害有りとなっている。

①児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

② 里親委託における障害等のある児童数と種別



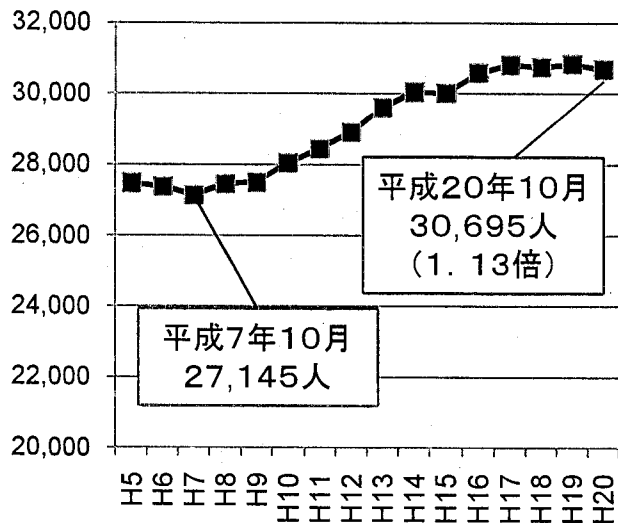
ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

(3) 要保護児童数の増加への対応

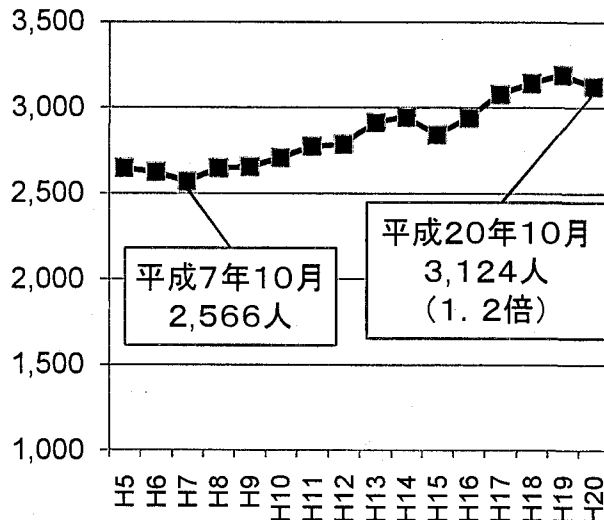
要保護児童数の増加に伴い、ここ十数年で、児童養護施設の入所児童数は1.13倍、乳児院が1.2倍に増加。一方、里親委託児童は、1.8倍に増加。

(注)社会福祉施設等調査(各年度10月1日現在)による

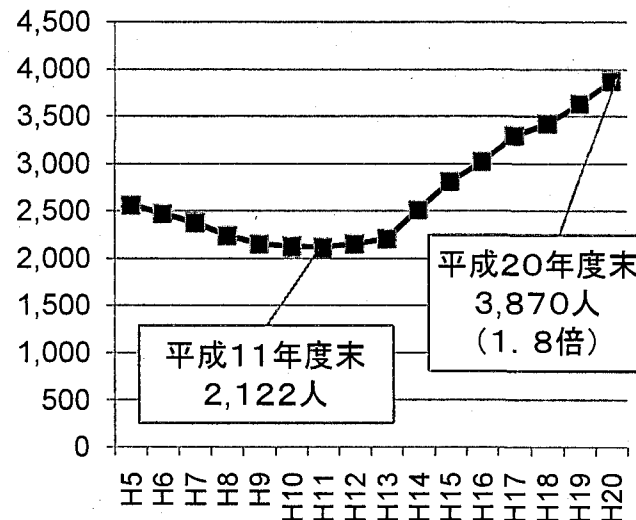
○児童養護施設の入所児童数



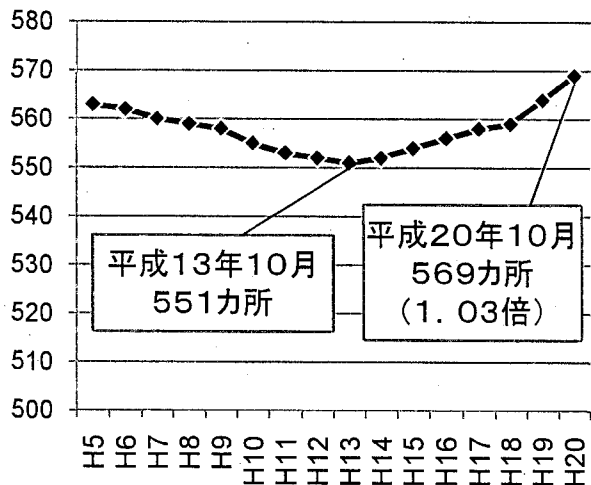
○乳児院の入所児童数



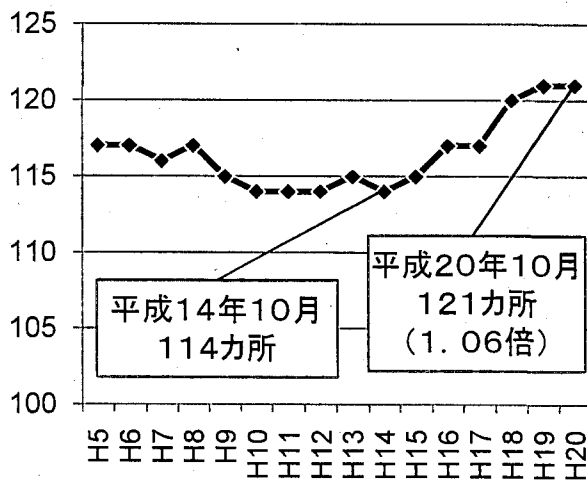
○里親への委託児童数



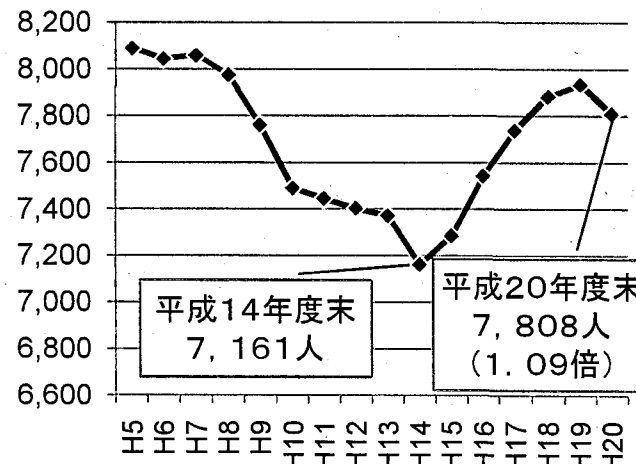
○児童養護施設の設置数



○乳児院の設置数



○登録里親数



2. 施設の小規模化と家庭的な養護の推進 (1) 概要

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13~19人)
小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員

施設等のほか
就学児童6:1
3歳以上 4:1
3歳未満2:1

569か所
定員33,994人
現員30,695人(90.3%)

小規模グループケア(ユニットケア)

本体施設において小規模なグループによるケアを行う

1グループ6人

職員1名+非常勤職員を加配

21年度458か所
→26年度目標 800か所
(乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6名

職員:専任2名+その他の職員(非常勤可)

21年度190か所
→26年度目標 300か所

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

養育者の住居において家庭的養護を行う

定員5~6名

職員3名以上(うち1名以上が生活の本拠を置く)

21年度53か所
→26年度目標 140か所

里親

家庭における養育を里親に委託

4名まで

養育里親
専門里親
養子縁組里親
親族里親

登録里親数 7808人
(うち養育里親6970人)
(うち専門里親 495人)
委託里親数 2727人
委託児童数 3870人

→26年度目標
養育里親登録8,000世帯
専門里親登録 800世帯

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

121か所
定員3710人、現員3124人(84.2%)

里親等委託率

$$= \frac{\text{里親+ファミリーホーム}}{\text{養護+乳児+里親+ファミリーホーム}}$$

21年3月末 10.4%
→26年度目標 16%

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

21年度59所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

施設の定員等の全国計は、平成20年10月1日社会福祉施設等調査。里親関係は21年3月末福祉行政報告例

(2) 児童養護施設の形態の現状

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模 グループ ケア	地域小規 模児童養 護施設	その他 グループ ホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり 定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり 在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり 児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人あたり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※ 「大舎」：1舎あたり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員、在籍児童数は大舎の定員、在籍児童数からは除かれている。

② 定員規模別施設数

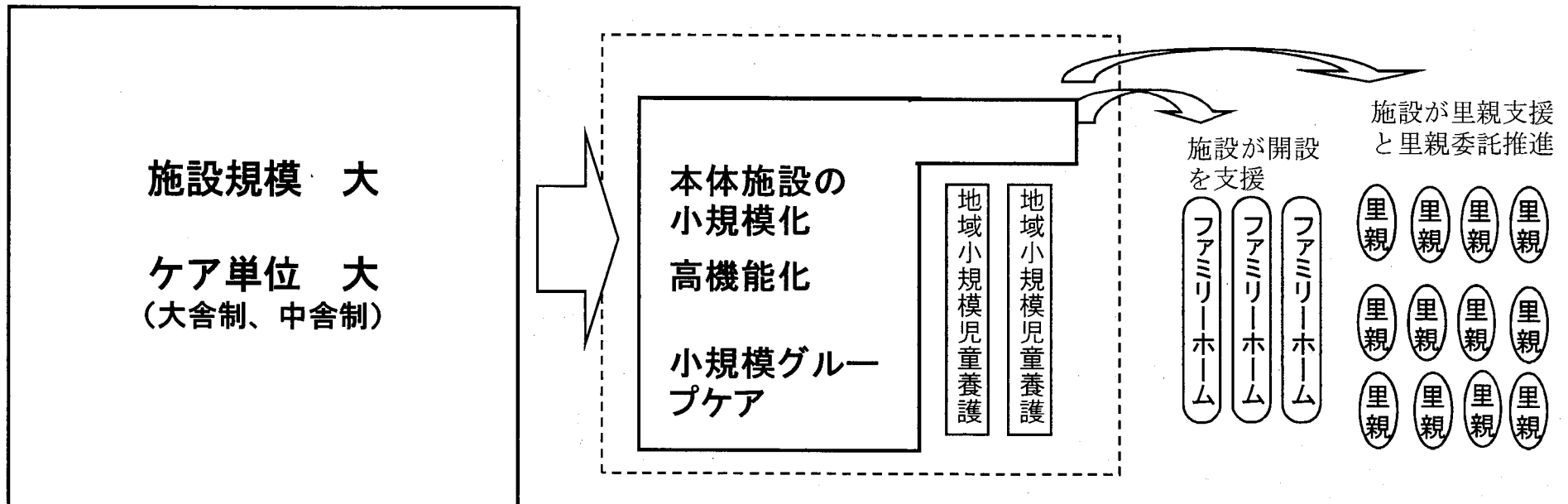
定員	施設数
～ 20	7 (1.2%)
～ 30	51 (9.0%)
～ 40	83 (14.6%)
～ 50	128 (22.5%)
～ 60	89 (15.6%)
～ 70	74 (13.0%)
～ 80	50 (8.8%)
～ 90	35 (6.2%)
～ 100	20 (3.5%)
～ 110	13 (2.3%)
～ 120	7 (1.2%)
～ 150	6 (1.1%)
151～	6 (1.1%)
総数	569 (100%)

社会福祉施設等調査
(平成20年10月1日)

(3) 児童養護施設の形態の今後の在り方

小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化
- 本体施設の小規模化、高機能化
- 施設によるファミリーホームの設置、里親の支援



施設機能の地域分散化 ・ 家庭的養護の推進

(参考1) 児童養護施設等の措置費の概要 (就学後児童、地域区分5/10の場合)

(例1) 定員70人の場合

(例2) 定員45人の場合

(例3) 地域小規模児童
養護施設の場合

(例4) ファミリーホーム
の場合

(例5) 里親の場合

事務費
 ・一般保護単価 119,950円
 ・心理、看護、個別対応職員、家庭支援専門員、基幹的職員加算を行った場合 28,840円
 ・民間施設給与等改善費 3%~16%加算

事務費
 ・一般保護単価 127,540円
 ・小規模施設加算 9,180円
 ・心理、看護、個別対応職員、家庭支援専門員、基幹的職員加算を行った場合 36,060円
 ・民間施設給与等改善費 3%~16%加算

事務費
 ・一般保護単価 208,590円
 ・民間施設給与等改善費 3%~16%加算

事務費
 ・一般保護単価 150,860円
 ・民間施設給与等改善費 3%~16%加算

事業費
 ・里親手当
 ・養育里親 72,000円 (2人目以降 36,000円)
 ・専門里親 123,000円 (2人目以降 87,000円)

+

+

+

+

+

事業費
 ・一般生活費 47,430円
 ・その他(各種の教育費、支度費、医療費等) 予算額1人平均 11,600円



児童1人月額
約22万1千円

児童1人月額
約24万7千円

児童1人月額
約28万6千円

児童1人月額
約22万3千円

児童1人月額
 養育里親 約13万1千円
 専門里親 約18万2千円

このほか、
小規模グループケア加算がある場合、施設の全児童の単価が、1グループ毎に +7,340円

このほか、
小規模グループケア加算がある場合、施設の全児童の単価が、1グループ毎に +9,180円

(注) 一定の要件設定により算出した概算額である

(参考2)児童養護施設等の小規模ケアの人員配置

地域小規模児童養護施設

○交替制勤務を基本とし、1日を早番・遅番の2交代と、夜は宿直で対応する体制。

※1日2名の交替勤務ローテーションを組むには、週休2日・祝休日を除くと、3名必要。

※ただし、3名で宿直も行うと週2回となり、宿直は原則週1回としている労働基準法の水準を超える。

○措置費では、常勤2名 + 非常勤1名 + 年休代替要員40日 + 管理宿直専門員1名(379日分) を計上

⇒児童6人で職員3名は、「2:1」の人員配置

小規模グループケア

○交替制勤務を基本とし、1日を早番・遅番の2交代と、夜は宿直で対応する体制。

○本体施設の人員配置は、「年長児6:1、年少児4:1」であり、

・児童6人(うち年少児2名)の場合、人員配置は1.16人

・児童8人(うち年少児2名)の場合、人員配置は1.5人

○措置費では、小規模グループケアは、本体施設内において、指導員等を1名加算

※平成22予算703グループ(実績見込527グループ)、平成26年度目標800グループ

※小規模グループケアでは、調理を各ユニットで行うことから、施設の調理員(1施設4名配置)を、
ユニットの指導員に振り替えることも可能。この場合、1ユニットに職員3人以上の配置となる。

⇒児童8人で職員3名は、「2.6:1」の人員配置

ファミリーホーム

○養育者の住居で養育することを前提とし、養育者常勤1名に加え、補助者2名を非常勤で配置。

○措置費では、常勤1名 + 非常勤2名 + 年休代替要員40日 + 心理職員・応援職員(月2~3回) を計上